

行政書士ほっかいどう

1995.1. NO.206

〈新春特集号〉

● 新年あけましておめでとうございます。



〈網走海岸の流水〉 網走支部・池田高明副支部長提供



北海道行政書士会



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



目 次

《新年のあいさつ》

年頭にあたって 北海道知事 横路 孝 弘 3

新年のごあいさつ 日本行政書士会連合会会長 住 吉 和 大 4

年頭のごあいさつ 北海道行政書士会会長 日向寺 正 幸 5

《新春座談会・会長、坂田北海道土木部管理課長と語る》 6

○支部紹介／網走支部 網走支部長 青 沼 爽 彦 15

○秋の黄綬褒章に輝く／札幌支部・森口松太郎先生 16

○いま、問われる制度 滋賀県行政書士会会長 盛 武 隆 17

《業務資料》

はやわかり建設業許可 業務研修部長 佐 藤 隆 一 20

道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令について 27

○本会役員・OB会の集いに参加して（橋本雄一）／表紙のことば 27

○本会の主要行事／支部のうごき 28

○お知らせ 29

《日政連北海道支部だより》

年頭のごあいさつ 日政連北海道支部長 日向寺 正 幸 30



年頭にあたって

北海道知事 横路孝弘

道民の皆さん、明けましておめでとうございます。

新しい年が希望に満ちた年となりますようお祈り申し上げます。

昨年、北海道は、一昨年に続いて大きな地震に見舞われました。被災された皆さんには不自由なお正月をお過ごしではないかと、心からお見舞い申し上げます。

一方、天候にはたいへん恵まれ、豊かな実りの秋を迎えることができました。特に、きらら397などの米は質、量ともすばらしい出来となりました。観光も、夏以降たくさんのお客様にお越しいただき、秋からの大型キャンペーンとあいまって、好調に推移しております。

また、昨年6月から、国際的なハブ空港をめざす新千歳空港の24時間運用がスタートしました。24時間化にご理解いただいた地元の皆さんに重ねてお礼申し上げますとともに、道民の皆さんには今後とも新千歳空港の積極的な利・活用をお願いいたします。北海道新幹線につきましては、地元の調整が整い、ルート公表に向けた調査の開始を国に要請いたしました。これで北海道新幹線は実現に向けて大きく一步を踏み出すわけですが、こうした交通アクセスの整備は、未来の北海道づくりの土台となるもので、道としても引き続き全力で取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

バブル崩壊以降低迷が続いていた本道経済にも、ようやく明るい兆しが見えて参りました。今年が本格的な景気回復の年となりますよう、私どももさらに努力していきたいと考えております。

早いもので、私が知事に就任してから12年となり、こうして新年のごあいさつを申し上げるのも最後となりました。この間、皆さんには本当にお世話になりました。心から感謝しております。

さて、今年、戦後50周年という節目を迎えます。世界が冷戦終結後の新しい秩序を模索する中、私たちもこの機会に過去を正しく認識し、反省すべきところは反省しながら、広い視野をもって、アジアや世界を見なくてはならないと思います。そして、悲惨な戦争体験に裏打ちされたわが国憲法の理想の火を輝かせながら、世界の困難の解決と平和の構築に、日本や地域がどうかかわっていくかを考える、そんな年になればと思っています。

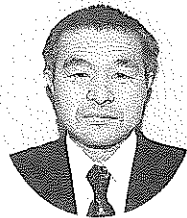
また、明治維新以降、近代社会への仲間入りをめざして営々と築き上げてきた日本の政治・経済・行政のシステムを根本から問い直さなければならない時を迎えています。地方分権や規制緩和を求める声が高まり、行政や地方自治の役割も大きく変わろうとしている今、私たちが何をすべきか、北海道がどんな役割を果たしていくべきかを皆さんとともに考える、そんな年にしたいと思います。

私も残された任期、こうした時代の流れを見据えながら、北海道の発展のために全力を尽くして参ります。

そして、これまで皆さんとともに築き上げてきた北海道が、未来に向けてさらに力強く飛躍していくことを、心から願っております。

道民の皆さんのますますのご健勝とご多幸をお祈りし、年頭のあいさつとします。

平成7年 元旦



新年のごあいさつ

日本行政書士会連合会 住吉和夫
会長

平成7年の新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

日頃より日向寺正幸会長をはじめ北海道行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っていますことを、本誌をお借りして厚く御礼申し上げます。

私は、日行連会長に選任されて以来、全役員と力を合わせ、連合会の発展と全国の行政書士のために最善の努力を傾注してまいりました。新年を迎え、一層心を引き締めて日行連の運営と制度の充実に取り組んで参りたいと決意を新たにしておりますので、昨年に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国際化、情報化を迎え、時代は速いテンポで動いております。行政書士を取り巻く環境も例外ではありません。昨年の10月には、行政手続の公正さと透明性を求め行政手続法が施行されました。同法の施行は、国民と官公署の間において許認可申請等行政手続の専門家である行政書士にとって、活躍の場が明確に提供されたものであり、行政書士の存在を社会に大きくアピールするものです。行政書士に寄せる国民の期待にも大きいものがあると思われまます。また規制緩和、地方分権が推進される中において、行政書士の果たす役割がますます重要視されてきております。

わが国には、法律の専門家といわれる集団が数多く存在し、それぞれ機能しております。各士業法は士業保護のために存在するのではなく、国民への便益供与のためにあるということです。行政と国民の接点にあり、地域社会に貢献しているわれわれ行政書士はこのことに常に思いをいたし、法律家としての自負と自覚を持ち自己研鑽に励まなければなりません。

行政書士法は、誠実に業務を行い、信用、品位を害する行為を禁止し、高潔な人格を有し、社会の模範となることを行政書士に求めております。行政書士が依頼された業務が出来ず、依頼を拒絶することは行政書士の信用を失墜させることのみならず、他団体からの職域の侵害に通じ、行政書士の弱体化を露呈することであり、制度の崩壊につながりかねません。このような懸念をなくすべく昨年は、全国の新入会員を対象とした基礎講座の開講、また伝達講習を主眼とした各種業務指導者研修会を行いました。

会長就任以来、私が会員の皆様を示した①研修機関の設置、②報酬額体系の樹立、③行政書士法の改正の3点については、鋭意その実現に努力いたしているところであります。

連合会の任務は、行政書士会及び行政書士会員の指導であり、この連合会の機能を発揮すべく最善の努力をすると同時に、現代社会の要請に見合った行政書士制度の確立と全国行政書士会員のニーズに応じられる連合会の運営に向け引き続き努力をいたす所存ですので、一層のご理解、御協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、日向寺会長をはじめ北海道行政書士会の会員のご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、日行連に対する一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、新年のあいさつといたします。



年頭のごあいさつ

北海道行政書士会 会長 日向寺 正 幸

明けましておめでとうございます。

輝かしい平成7年の新春を迎え、心からお慶び申し上げます。

会員の皆様には、口頃から本会に対する暖かいご理解とご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申しあげる次第であります。

顧みますと昨年は、わが国の政治経済をとりまく環境は大きな段階を迎え、わが行政書士界にもいろいろな影響があったことはご承知のとおりであります。一例を挙げますと、経団連が政府に対して提出した「各分野における規制緩和に関する具体的要望書」の中に、自動車団体からの要請に基づき、「行政手続の簡素化、情報化を強力に推進するとともに、行政書士による代書業務の専属を緩和すべきである。」という行政書士政度の根幹にかかわる内容が盛り込まれておりました。これに対する対応については、「月刊日本行政No.261」に掲載されているとおりであります。また懸案である行政書士法の一部改正については、自動車関係団体と37回にわたって話し合いを重ねてきましたが、いずれにしても大詰りにきていることは間違いありません。これについて内部から臆測が流れ、混乱があったようですが、今こそ、われわれは行政書士制度の限りなき前進のために一致団結して立ち向かわなければならない大切な時であると痛感するものであります。

昨年10月には、行政手続法が施行され、行政書士の職責は、ますます重要性を増して参りました。われわれ行政書士は、いよいよ専門職能を発揮して国民の信頼を深め、その有用性を示さなければならないと思います。そのためには、たゆまざる研鑽が絶対に必要であり、連合会も単位会もそのためにあるといっても過言ではありません。私は本会会長として又連合会役員として一貫してこのことを主張して参りましたし、また、この姿勢こそが、行政書士のアイデンティティ（存在意義）の確立につながるものと確信するものであります。

次に、皆様、既にご承知のことと思いますが、昨年は本会にとりましても誠に栄誉な出来事がありました。本会の役員として私共の大先輩である森口松太郎先生（札幌支部所属）が、11月3日行政書士として業務に精励され衆民の模範であることを認められまして、黄綬褒章受章の栄誉に輝やいたことであります。更に全国の受章者を代表して謝辞を述べる栄誉に浴されたことであります。森口先生は札幌支部の初代支部長であり、本会理事および副会長を歴任されまして、本会草創期から行政書士制度発展のために尽力されたご功績は誠に顕著なものがあつ、本会挙げて深く敬意と祝意を表する次第であります。

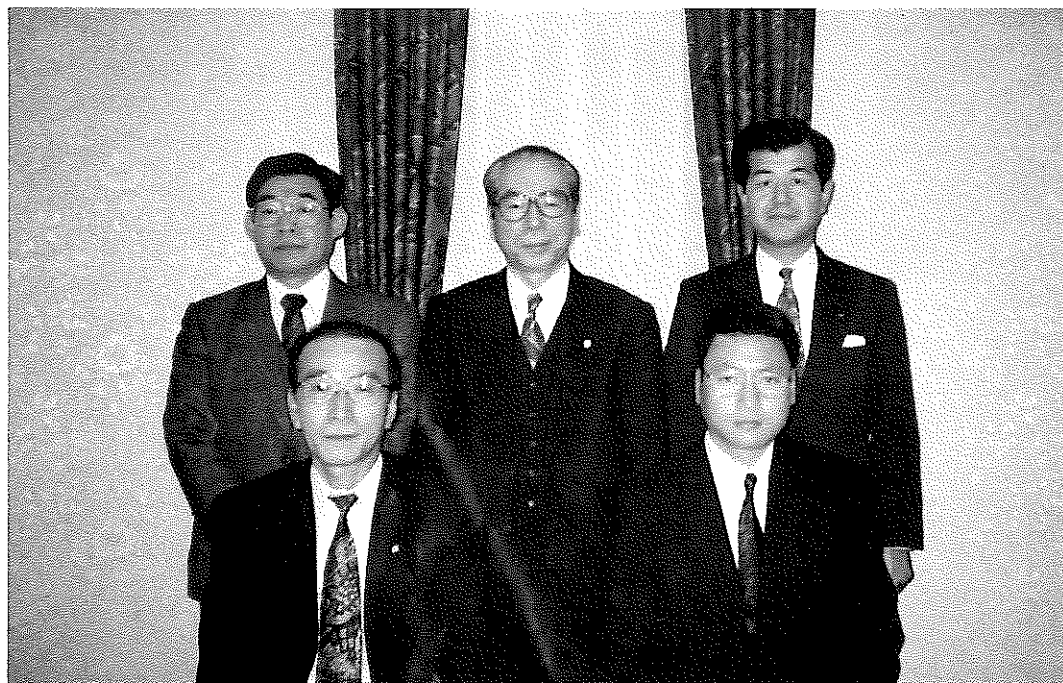
新しい年を迎えるにあたり、皆様にとりまして、より良い年でありますよう心から祈念申し上げますとともに、何卒本年もよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますよう御願い申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

新春座談会

会長、坂田北海道土木部管理課長と語る

本会では、新年号に道内における建設業界の現状と改正建設業法の概要について、坂田武志北海道土木部管理課長に御足労を願い、座談会を企画いたしましたところ、ご多忙の中快諾を得ましたので、日向寺会長、中川・佐藤両副会長と平成6年11月7日フジヤサントスホテルにおいてその実現をみました。

出席者	北海道土木部管理課	課長	坂田武志様
	北海道行政書士会	会長	日向寺正幸
	同	副会長	中川宏熙
司会者			
	北海道行政書士会	副会長	佐藤良雄



司会 明けましてお目出とうございます。昨年は200号記念ということで横路知事にお出ましを頂きました。今年も道庁の、特に現場で我々が直接お世話になっております方にご登場頂いて紙面を飾りたいなと思っております、坂田土木部管理課課長さんにお忙しい中わざわざお出ましを頂きましたことは、私共業界にとって大変うれしい限りでございます。それでは始まりに当たりまして自己紹介と当会概要に関してご説明をさせていただきます。

日向寺会長 本当に今日は公務ご多端の中を坂田課長さんにお運び頂きまして誠にありがとうございました。私は北海道行政書士会会長を昭和62年から務めさせて頂いておりますけれども、その間いろいろと道の皆さん方、特に建設業関係につきましてはお世話になっているわけでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

現在北海道行政書士会は10月31日現在で1449名の会員がおり、全道各地でそれぞれ活躍しておりますが、特に札幌が583名で40%を占めているわけでございます。そうした中で昨年は知事さんにいろいろとお忙しい中を対談させて頂きました。今回は建設業ということで私共のシェアの中で一番重要、重みのある仕事でございますので、建設業についてご対談頂ければと思っておりますので進んで参ったわけでございます。

ちょうど今年には行政書士法制定45周年という一つの節目でもございますので、新年号にそれを掲載するという事で進んで参りたいということでお願い申し上げた次第でございます。本会は全道に14支部ございまして、丁度支庁の数と同じですけれども、所在地が違う所もございまして、行政書士として地域住民とお役所とのパイプ役としての努力をしているところでありまして何かと今後ともお世話になるかと思っておりますがよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

中川副会長 私は昭和47年に入会致しまして、札幌支部で4年間程監察関係の理事をやっていた

際、石狩支庁さんの歴代の係長さん、係の方にいろいろ会務を通しながらお世話になったことがありまして、その後常任理事を6年間やっておりました、昨年経理と監察の担当副会長に選任された次第でございます。

常任理事時代には業務研修部長ということで建設業許可の研修等に力を入れておりまして、様々な機会をとらえ基本的には自己研鑽をして下さい、とお話しておりました、又、会の組織としてはそれを手助けするという事です。私達としては、出来るだけ早く土木部管理課長さんにお会いしたいという気持ちでおりました。

そんなことで今回こういう機会を与えて頂きましてありがたいと思ひます。

司会 それでは坂田課長様に簡単に自己紹介と、北海道土木部管理課と各支庁の機能に関して、簡単にご説明を頂きたいと思ひます。

坂田北海道土木部管理課課長 自己紹介をさせて頂く前に日頃からお世話になっております、行政書士会の皆様方に感謝とお礼を申し上げたいと思ひます。私共土木部は事業実施を含めましていろいろな事業の展開を図っておりますが、その中では日頃から行政書士会の皆様方のお力添えを得ながら地域との関わりの中で土木部が事業を進めているというようなことがあろうかと思ひます。とりわけ建設業許可に関わる部分と行政書士会の皆様との関わりという部分では本当に日頃からお世話になっております。この点について感謝を申し上げたいと思ひます。

私は役所生活30数年になりますが、この4月に小樽土現から管理課に勤務をさせて頂きました。

小樽土現の所長を1年間させて頂きましたが、その前は松山支庁に経済部長ということで行かさせて頂きました。私は長い間土木部でしか生活をしたことがないと言ひますか、そういう人達とのふれあひしかなかったわけでございまして、2年間程松山支庁で勉強させて頂きました。

その中で建設業界の方々との関わり以外にやは



り経済部となりますと、水産あるいは林務、商工というような関係業務がありました。新しい30年振りの発見と言いますか、こんな部署で2年間やらせて頂きましたので、その時に初めてよそから今関係しております建設業界を見させて頂きました。

一つは、2千年近いような歴史の関わりの中で建設業という仕事はあったのではないかと考えております。しかし北海道そのものの歴史を見ますと新しゅうございますから、それは非常に激しい今日的な社会の動きの中では北海道はむしろ新しい動きの中に即対応していけるのではないかと考えております。

入札制度につきましても昨年から新たに変わったわけですから、大変な難しさがあるのではないかと考えています。また土木部の管理課と支庁との関わりと申しますか、それぞれの役割という問題につきましても、私共常日頃思っていることは、道民の方々、それぞれ地域にいらっしゃる方々を含めて誰でもいつでもどこでもと言うのでしょうか、そのような関わりの中で行政サービスが受けられれば一番望ましいということで、私共は日頃から支庁とは連携を取っているつもりでおります。

その中でとりわけ考え方としましては、建設業法という絡みの中で許可の申請あるいは更新の申請ですとか、経審の問題等々深く関わってきているのではないかと考えております。そこの部分に触れる前に私共土木部管理課そのものがよく承知をされていない部分があるのではないかと考えています。業界の方々には殆どご存知だと思うのです

が、一般的に管理課というのはどんな仕事をしているのかという部分があるのではないかと考えております。

物づくりというのが土木部の主要の事業であり、当然道路にしろ、河川にしろ、海岸にしろ、社会基盤の整備あるいは産業基盤の整備、これが大きな我々の役目でございます、それを整備することによっていかに豊かな生活を実感できるかというのを支援していくのが我々土木部の責務だと思っております。

そんな中では直接的に言えば物づくりと関係がないのかも知れませんが、間接的に言えば私共も土木部の物づくりに参画をしているのではないかと考えているわけです。管理課というのは土地収用法に関わるところの収用の手続きの問題が一つございます。その他には用地の補償ですとか買収の問題ですとかそのようなことにも関わっておりますし、今日いろいろと話題になっております入札契約制度などの工事管理問題も担当してございますし、また行政書士会の皆さん方のお力添えを得ながらやっている業法との絡みの中の許可あるいは更新、経営事項審査等々ということも関係しております。またがらりと変わりまして設計積算だとかあるいは単価歩掛というような部分についても私共の管理課が業務としてやっております。

そのような多岐に渡っている業務の中で、やはり一番行政書士会の皆様方と直接関わってくるのは建設業法に伴うところの許可です。いずれに致しましてもこの部分につきましては当然支庁とも同じスタンスに立って物事をやっていかなければならないだろうというふうに思っております。今支庁でやっている業務また本庁でやっている業務は同じ内容でございますけれども、その為には本庁も支庁も同じスタンスで仕事を進めて行かなければならないというようなことがあるのではないかと考えております。

そのようなことから言いますと、建設業が果たす役割というのは私共先程の物づくりの観点から言いますと非常に大きい責務があるだろうと思っておりますし、地域づくりをリードしていく産業

である建設業にとってもいろいろと私共と関わりがございますから、許可ですとか経営審査事項の審査についても、私共と支庁とが連携を取りながら対応して参りたいと思っております。

具体的に申し上げますと、許可等の事務につきましては道内のみで営業される場合、北海道あるいは青森、東京というふうに他府県と跨がっている場合がございますが、道内のみで営業されます知事許可の建設業者の許可や経審につきましては、当然国から機関委任ということで北海道知事が行うことになっておりまして、各支庁の建設指導課でやって頂いております。

また、営業所が他府県に跨がる大臣許可につきましては私共管理課で受付審査の上建設大臣に進達するという事になっておりますが、いずれに致しましても支庁も我々も同じような責務がございます。

その他に公共事業に参加して頂く為には大臣あるいは知事、許可業者共入札参加資格願を出して頂かなければなりませんから、これにつきましては支庁の会計課の方によくご相談をして頂かなければならないというふうに考えております。

いずれに致しましても建設業の許可ですとか、経営事項の審査等の内容の定めあるいはその取り扱いにつきましては各支庁が統一して受付審査が出来るように私共管理課が調整をしていかなければならないというふうに考えております。またこれらの申請処理につきましては行政書士会の方々が建設業者のご依頼によりまして書類作成してご申請願うわけでございますので、今後共その辺の扱いにつきましては留意をお願いしたいと思っております。

司会 ありがとうございます。

続いて会長から先程1449名の会員、これはそれぞれの地域に定着をして仕事をしておりますけれども、私共側の業務の実態、役割とかをお話して頂ければと思います。

日向寺会長 ご案内の通り行政書士の仕事とい

うのは非常に広範囲でございまして、3千種類あるいは5千種類と言われるほどの業務を持っていると言われております。実際都市部にいる行政書士はどっちかと言うと専門家していわゆるパルコ型行政書士という方が案外多いのではないかと思います。

地方においてはパルコではちょっと成り立たないと言いますか、何でも屋と言いますか、コンビニエンスストア型の行政書士でなければむしろいけないのではないかと思います。さらに専門的な仕事についてはやはりプロとしての実力を身につけていかなければ、駄目だと思っております。

自ら専門的な分野が分かれているということも言えるのですが、一般的に地方におりますと、私も地方ですけれども、何でもこなさなければならぬという立場で、建設業が来れば私は知りませんよということにはなりません。そんなことでまがりなりにもやらなければならないということで、何とか勉強しながら対処して行くわけでございますが、この度も建設業法が改正されたのでいち早く我々も対応して行かなければならないということで、14支部の中で7支部の方々が支庁の建設指導課の係の方に講師をお願い申し上げまして早速研修会を開催して戴いているわけで、何と言っても私共は街の法律実務家として依頼者に信頼を受ける仕事をして行かなければならないことを肝に銘じているわけでございますが、その為にはいろいろな場面で研修会というもの各支部でも行っておりますし、全道段階でもやっているわけです。そんなことで力を付けて行かなければならないということで努力しているわけでございます。また、新しく毎年何10名の方が入ってくるわけですけれど、その方に対しては毎年新入会員の研修会を開催しておりますが、必ず建設業を一つの研修科目としております。

私共にとりまして建設業の仕事というのは非常にウエイトを占めておりますので、“一通り皆さん建設業だけは覚えて下さいよ”ということで進めているわけでございます。会員の中には“建設業はやりません”という者もおりますが、私共と

しては一応お客さんが来た場合には建設業をやっている人に紹介するとか、そういう手当てをしてあげなければならないということで、それぞれ専門専門の形でやっているわけでございますけれども、初めてやる方あるいは勉強不足の方がいて役所には大変ご迷惑を掛けているようなこともあるかと思いますが今後共よろしくご指導賜わりたく、お願い申し上げる次第でございます。

司会 私共建設業の側面から建設業界と接点がございしますが、建設業界の実態に関しては実はあまりよくわかっていないのかも知れません。監督官庁でございます管理課長さんの目から見て今北海道建設業界の特徴のようなものがあるのかも知れませんがこの点についてお話しして頂くのと、今回建設業法の改正されましたけれども概要と主旨に関するご説明願いたいと思います。

坂田北海道土木部管理課課長 いろいろな分野の中でやはり依頼者に対して信頼の出来る位置付けの中で仕事をして参りたいという日向寺会長のお話をお伺いしたわけですが、正にその通りなんだろうなと思っておりました。私共、公共事業を扱う立場と致しまして、道民の負託を受けて公共事業を発注させて頂いておりますから、そういう部分では発注者、受注者と言う垣根を越えた部分の中で信頼関係が成り立って行かなければならないのかなというふうにお話を伺わせて頂いたわけです。

建設業界そのものにつきましては全国の許可業者の方が実に53万社と言われておまして、これは年々増加の傾向にあるのではないかと思います。

数字的に申し上げますと、平成6年3月現在では道内の許可業者の方が2万4千174社という大きな数字になっておりました。その内、道内の大臣許可をお取りになっている方が136社、本当に徹々たるものと言えるのではないかと思います。その方々の資本金を見ますと、概して1千万円から5千万円未満の資本金の方が全体の3割程度を占めています。資本金1億円以上になります

とその1割未満の状況でございまして、圧倒的に資本金は少ない方々で構成されているのではないかと思います。

しかし建設業界の方々が本道に果たす役割というのは非常に大きなものがあると思います。また、建設業の方々の総生産額は本道経済の1割を担っているわけでありまして、従事する労働者の方々も全体の就業者の1割以上を占めています。正に本道の基幹産業としての重要な役割を担っているのではないかと考えておりますし、道内の経済や社会に及ぼす影響は大きいものがあると考えております。

先程も申しましたけれども、産業を支えている建設業の大半は残念ながら経営基盤が弱いと言いますか、他の産業に比べまして倒産の実例を取ってみても多くあり、必ずしも安定した産業構造にはなっていないのではないかと思います。

また産業に従事する労働者の平均像を私共の白書から見ますと、労働者の方々の平均像は給料の額で全産業の平均より高くなっている状況にはございますけれども、反面労働時間が長く、よく3K職場と言われております。とりわけ建設業に従事される方の労働災害は多いということもございまして、労働時間あるいは労働災害から見ますと他の産業から比べまして立ち遅れている面も多く見られるのではないかと考えております。

先程申し上げましたけれども、一方では建設産業、生活基盤ですとか産業基盤等の担い手としての期待が寄せられておりますし、これらの期待に応えて頂く為には長年培われました建設業界がもっともっと発展して確たるものにして頂くためにはやはりそれぞれ抱えている悩み事と言いますか、様々な課題を早期に解決する自助努力を通して、企業自体の道確立しながら対応してもらわないと建設業界の北海道における状況としては厳しいものがあるのではないかなと考えております。

司会 改正建設業法に関してはいかがですか。

坂田北海道土木部管理課課長 建設業法が改正

されましたのは、ご案内の通り昭和62年以来7年振りの改正となったわけですが、この改正の大きな原因というのは、公共工事を巡ります様々な問題を契機と致しまして、公共事業に対する国民の信頼を回復する観点から公共工事の入札、契約制度の改革が強く望まれて参ったわけですが、こうして様々な状況を踏まえまして、中央建設業審議会から改正につきまして建議なされました。

そこで入札契約のあり方について基本的な方向が示されたわけですが、この建議におきまして一つには不良業者の排除等の事項についても提言がされておまして、またこの平成6年3月の「新たな時代に向けた建設業法のあり方」におきまして、建設業法の具体的な改善点について示されたわけですが。

建設業法の一部改正につきましては、建設業に対する要請に的確に答える為に不良適格業者の排除決定を致しますと共に建設工事の適正な施工を確保し、併せて規制の緩和等を推進し一部の合理化を進めるという観点から建設業の許可に係ります事務の見直しが行われたということになります。

主な改正の内容につきましては、一つ目には不良不適格業者の排除を徹底する為に建設業の許可要件の強化として欠格期間の延長等がございますし、監督処分を厳正に行うことと致しました監督の強化が上げられるのではないかと思います。

二つ目には公共工事の適正な施工を確保あるいは請負契約の適正化を図る為に、公共工事の元請となろうとする建設業者の方々に対しまして経営事項審査の義務付けがなされておりますし、下請の管理の為に施工体制台帳等の整備、管理技術者の専任制が二つ目に上げられるのではないかと思います。

三つ目には建設業の許可の有効期間、これまでは3年でしたが5年に延長することですとか、許可更新の際の添付資料の一部省略あるいは変更等の届け出の一部の期限の延長等がこの度の建設業法の改正の主な内容ではないかと思っております。

おります。

司会 ありがとうございます。それでは中川副会長、課長様からお伺いしました建設業法、私共の業務でございますところの建設業の許可申請、経審、指名願についてご説明をお願い致します。

中川副会長 建設業法が47年から62年に14年振りに改正された時に、いわゆる審査基準が見直しされて、経営と技術に優れた企業を行うということで、私達も依頼者の建設業者の方に特に新規に関しては細心の注意を払いながら許可基準というものを説明し行ってくるわけですが、更新については各種変更を除き、いわゆる常勤制の問題が継続されていれば確認するだけで済むかと思っておりますけれども、特に新規についてはそれ以降については非常に注意を払うと言うか、そういうことで大方の行政書士の方はそれに心血を注いでいるかと思っておりますけれども、その中において許可基準をなるべく早くクリア出来るようにアドバイスすることにより、そういう建設業者が育っていくことが経審あるいは指名願とつながっていく時に私の方でも経営に対する若干のアドバイスとか、あるいは技術者の育成のための情報などをお話することがあります。

常勤制の中で説明する時に、いわゆる建設業者の方達が書類があるにも関わらず気が付かずにいる場合とか、こういう状態で専任技術者の常勤はこういうことだと説明し、経営業務管理責任者についても同じく、単に一つの書類だけに限らず常勤の要素に関するすなわち、7条の許可基準に合うものを全部出して頂いて、専門家としての精通した行政書士であれば判断出来るものでありますので、手順を踏みながら窓口に行くときには説明の出来るように、またクレームのない書類を作るように心掛けていらっしゃるわけですが、何せ1450人という会員数でございますので中にはいろいろと自己研鑽がまだ不足かなという方もいるのかもしれませんが。基本的には会も会員も建設業者の方に満足のいくような専門性を研鑽を積みなが

らやっているというのが実際だと思います。

ただ若干14支庁において先程課長さんからお話がありました、基本的に審査基準は統一していくようとのことですが、たまたま各地方の会員からは若干支庁に常勤証明の受付書類等が違うという話は聞いておりますが、それもそれぞれの支庁の係長さんと充分説明しながらやるように会員に機会があるごとに話はしております。これからもそういったことで研鑽を積みながら各支庁さんの係の皆様にご迷惑の掛からないようにやっていきたいと思っております。

司会 ありがとうございます。私達行政書士が果たす役割や今後希望するようなことがございましたらご意見、アドバイスを頂けたらありがたいと思っております。

坂田北海道土木部管理課課長 副会長さんからいろいろお話をされまして、建設業許可に伴って行政書士さんに相談をされて初めての書類を出してその方々が本来基礎をきちんと固めて頂いて確固たる企業として大きくなって頂ければお手伝いをしたものに優るものはないのだろうなと思っております。

ですから私共も建設業許可を出される場合は当然相談される分については、やはり自分の身内と言いますか自分の子供と同じようなつもりでよく相談をし、話に乗って上げながら適法な書類を出すようなことをご努力を頂いているのだろうと思っております。行政書士の果たす役割と希望に関連してのことをございますけれども、基本的には建設業の許可申請業務、これが円滑に進むため私共も行政書士会の皆さん方と連携を今後共密にし更なる努力をして行かなければならないと考えておりますし、建設業関連での講習会、研修会等は行政書士会の皆様方が開催されることがありましたら、先程支庁の係長さん方が法や制度等の事について説明するようなことがございましたので、管理課としてもできるだけ協力をして参りたいと思っております。

また、許可や経営事項審査等の申請を受ける方へは、管理課各支庁間において、取り扱い方法についてより統一が図られる事が大事であり、管理課としても今後共指導を行って参りますし、一方では行政書士の資格のない方々が建設業者の方々に故意にそういうことをお願いするのではないだろうと思っておりますが、そんなことがないように是非有資格者の方々と相談をされるような点につきましても私共管理課として建設業界に対しても指導をして行かなければならないと思っております。

いずれに致しましても建設業者からの申請書に関しての相談事項につきましては行政書士会の会員の皆さん方の対応は法律や制度の改正に即した、的確なものにして頂きたいとお願いをしたいと思っております。

司会 今ご指摘がございましたように無資格者とか他の行政書士でない無資格者の方々が書類を作って提出しているということになっている部分が結構各支庁でも見付けられるようです。窓口等で取り締まれる機会がございますればそのようなご指導をお願いしたいと思います。

先程、規制緩和という話に触れて頂きましたが、大きな一つの日本の国の流れでございます規制緩和の問題ですとか、昨年施行されました行政手続法との関連に関して一般のご意見で結構でございますからお願い出来ればありがたいと思っております。

坂田北海道土木部管理課課長 一般的に規制緩和ということでは私も非常に不勉強でして、こんなにあるのかなと思うくらいあるのです。私もびっくりしたのが本音でございます。建設業に関わる規制緩和につきましては先程も業法の改正の内容の中で触れさせて頂きましたけれども、公的規制の緩和等、簡素化を図る観点から許可に関わる点について見直しがされたわけでございまして、従来建設業の許可につきましては有効期間が3年とされておりました、3年毎に許可の更新を受けなければ効力を失うものとされておりましたけれども、申請者の負担の軽減あるいは許可事務の簡素

合理化を図るために有効期間を5年に延長されたものでございまして、また許可の更新におきます添付書類ですが、工事の経歴書と直前3年の各営業年度における工事施工金額などの添付書類の一部が省略出来ることになりましたけれども、引き続きこの辺の規制緩和につきましても今後共、国において検討されて行くものと思っております。

また、許可申請等について、簡素化出来るものにつきまして要請されるものが行政書士会さんの方でございましたら是非取りまとめて頂きまして、ご提言、ご提案頂ければと思っております。

その内容によりまして私共独自に解決出来る分もございまして、はたまたちょっと無理ですよという分もあるかも知れません。また道独自の段階で判断出来ない分につきましては建設省なり国なりに私共の立場として働きかける必要があると思っておりますし、行政書士会の皆さん方もしかるべきところでその関係についてご要望、ご提案をして行くのではないかとこのように思っております。

そういう部分から是非皆さん方で何かございましたら私共にご提案して頂ければと思っております。

司会 ありがとうございます。中川副会長、

中川副会長 行政手続法は会長からも話が出るかと思いますが、三つの要素でなっております、申請時に対する処分と不利益処分、行政指導の三つでなりたっております。この三つに共通しているのは申請者が不利益にならないことにかかってきますけれども、私も業研部長の間に取り組みをしてきたものですから、まだ勉強不足なのですがそういったことと関連して申請者から出た場合に事前に行政書士と話をしながら進めていく方法もあるのではないかと思っております。

坂田北海道土木部管理課課長 お話の通りだと思います。先程の話に戻って大変恐縮なのですが、支庁においても人的要素が皆さん方に満足して頂けるような組織実態になっていないので、先程の

管理課と支庁との役割分担の話にもありましたが、誰でもいつでもどこでもということ言うのは易しいのですが、なかなかその都度日頃からその辺の問題意識を持って対応していかなければやはり難しい部分は出てくるのではないかと思っております。

そういう意味ではそれぞれの地域におきましてもしよっちゃん連絡を取り合いながら問題意識を持ちながらご相談を頂ければ今ありましたそれぞれの3点についても容易にクリア出来る方法でやっていかなければならないだろうなと思っております。

司会 ありがとうございます。それでは最後に日向寺会長からお願いします。

日向寺会長 先程規制緩和についてお話がございましたけれども、たまたま昨日NHKのテレビで規制緩和は何故進まないのかというテーマで政官財の三者の方々が集まっていると議論されている姿を見て、結論的には国民は規制緩和を求めているということにははっきりしていると思えます。だから総論賛成、各論がいろいろと利害が伴うあるいはそれを進めることによって一方的に無くしてしまう、いわゆる飴と鞭というお話をしておりましてけれども、そういった手立てをしなからやっ行って行かなければ各論より詰めて行かなければならないのではないかとこの結論になったように思っております。

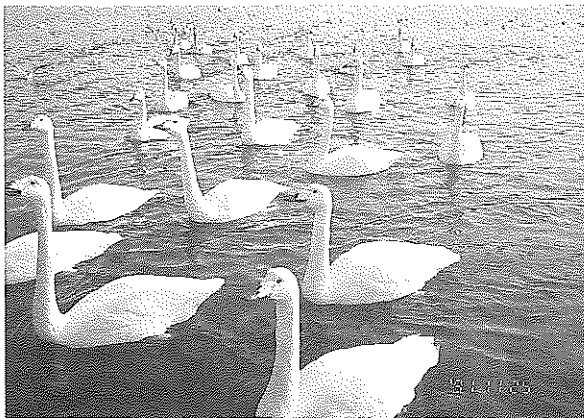
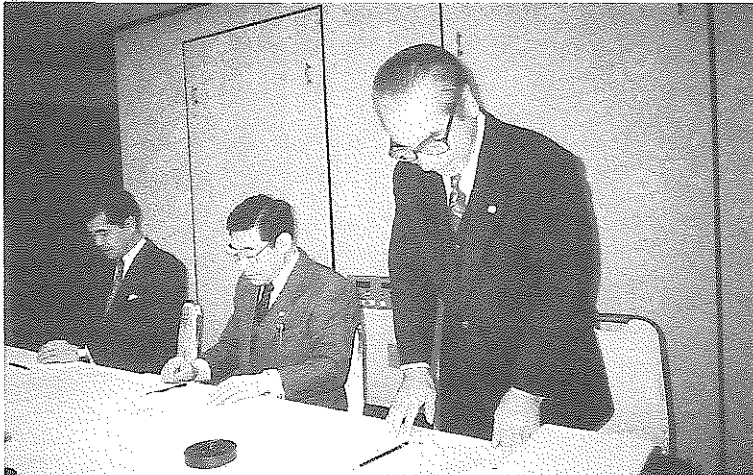
私共に対しても経済団体の中から行政書士制度そのものを規制緩和して自由にして欲しいという意見が飛び出すような規制緩和の時代でございまして、自治省においても“この制度としては絶対国民に定着した制度である”ので、そんなことでなくなることはないというご意見まで頂いてございまして、私共も意を強くしているわけでございまして。

それだけに私共は国民の負託に応える、信頼される行政書士としての器量を持って行かなければならないと考えております。従って、あらゆる面

で勉強は必要ですし、それから対人関係等においてもやはり行政書士というものは全ての関係で信頼される存在だということが認められような行政書士であるべきだということを考えながら課長さんのお話を伺いまして、私共行政書士に対する温かい励ましのことばを頂戴致したと思います。更に、建設的なご意見と申したら言い過ぎかも知れませんが、大変有り難いご指導も賜りまし

た。さらに意に添うように頑張ります。今後共よろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

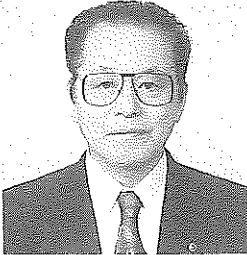
司会 本日は大変ありがとうございました。



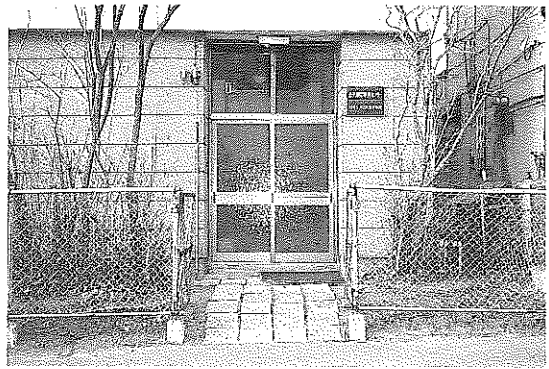
<とうふつ湖>

網走市北浜にあるとうふつ湖は、北に帰える白鳥が大群をなして羽を休めるところで、毎年、数千羽の美しい姿を湖に浮かべ、訪れる人々の眼を楽しませてくれます。

網走支部



支部長 青沼爽吾



北海道行政書士会網走支部
北見市北6条西2丁目7番地5
行政書士 青沼爽吾事務所内
TEL 0157(24)8937・FAX 0157(31)6580

網走支部は、北見市に存在します。北見市は昭和17年市制施行の際、従来の野付牛町を北見市と改称したものです。野付牛という名の起源はアイヌ語のヌプンケシ（野の果ての意）がノツケウシになったと言われております。明治2年北海道となり11カ国84郡に分けられた時、この地方を北見国とし、斜里・網走・常呂・紋別の4郡と、この下に町村が定められ「コタン」の名をとってノツケウシ村となり、それが後に野付牛村となりました。現在は網走市に支庁があるので、当支部も網走支部となっていますが、人口の方は今のところ北見市の方が2倍以上あるようです。

観光はというと、やはり網走市の方が流水をはじめ目玉も多く、紋別市では砕氷船を繰り出すなど熱心であります。北見市は、昔は薄荷（ハッカ）の産地として有名でしたが、今は玉葱が日本一で、フラワーパラダイスが東洋一というところでしょう。

さて、網走支部は3市20数カ町村の広い地域にわたり、本州方面の小さな県1つにも比される位ですが、このような中で、支部総会への全員参加は非常に困難であり、先輩諸先生方のご苦勞の結果、現在代議員制度を採用しております。支部単位で代議員制をとったことは、道内では勿論のこと全国の数ある支部の中でも唯一であろうと言われています。広域にわたる当支部は、これを北見

・網走・紋別・遠軽・美幌・斜里の6地区に分け、各地区で委員長を選出し、また北見・美幌と網走・斜里及び紋別・遠軽より各1名の副支部長を選出しているため、支部理事のほかにも6地区委員長、3副支部長が業務の分担をして支部活動を円滑に行っています。

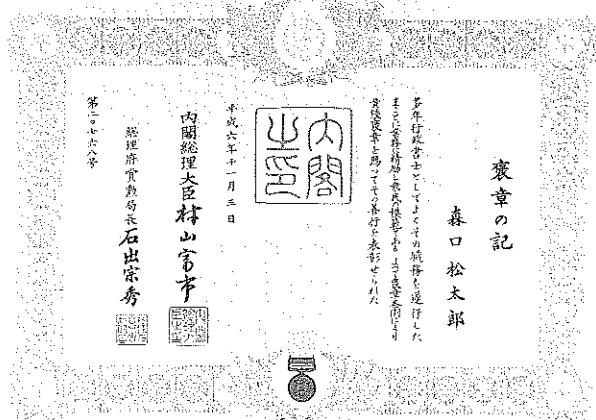
網走支部としましては、全会員が行政書士として充実した業務を行い、安心して生計を立てられるようになってほしいことから、毎年、他支部より多めの業務研修を実施し、行政書士業務のPRに力を入れると共に、職域確保の見地から自動車登録・車庫証明業務をより推進させるべく、ネットワーク作りには熱心に協力し、本年4月には網走地区協議会を発足させました。

私たちは自動車団体等と対立しようとは思っておりません。むしろ、共存共栄したいものと考えております。ただ司法書士の方々が不動産登録をするように、われわれ行政書士も本来の業務である自動車登録を一生懸命にやってみたいものと考えております。

最近、車庫証明業務は、自動車団体等のご協力もありまして少しずつ取り扱えるようになってきておりますが、これはあくまでも登録の付随業務的なものであって、このために本来業務である自動車登録をないがしろにしないよう留意すべきであると思います。

秋の黄綬褒章に輝く

札幌支部 森口松太郎先生



多年行政書士として業務に精励され、且つこの間本会の理事、常任理事そして副会長として13年余りにわたり役職を歴任され、会員の指導育成、組織の強化と地位向上に努められ、会の運営と発展に献身的に寄与された功績が認められ、秋の黄綬褒章受章の榮譽に浴されました。

本会としては、法制定後3人日の受章で、誠に名誉なことであり、心からお祝い申し上げます。



【行政書士経歴等】

昭和30年6月	行政書士開業
昭和35年9月～昭和41年2月	理事
昭和35年12月～昭和47年2月	札幌支部長(兼任)
昭和41年2月～昭和43年2月	常任理事
昭和43年2月～昭和46年10月	理事
昭和46年10月～昭和47年2月	副会長
昭和50年7月～昭和52年5月	副会長

昭和40年10月(法制定15周年) 知事感謝状授与
昭和45年10月(" 20周年) 同上
昭和60年10月(" 35周年) 自治大臣表彰

<受章のあいさつ>

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび黄綬褒章受章の榮に浴し身に余る光榮

に感激いたしております。11月16日行政書士会館において住吉連合会長さんから褒章の記と勲章が伝達され、お祝いの言葉をいただきました。

引き続き天皇陛下の拝謁がありますので、褒章受章者全員都道府県会館からバスを連らね、皇居へ向いました。

皇居豊明殿の間において午後2時から厳粛のうちに天皇陛下の拝謁が行われました。各業界の方々の褒章受章者を代表しまして私がお礼のことはを申し上げましたが、天皇陛下からは多年にわたる業務精励に対し温情あるお言葉を賜りました。

行政書士が、お礼のことはを申し上げることなど夢だにしなかつただけに身の引き締る思いで、この感激は生涯忘れることはできないものであります。

このたび受章させて頂きましたのも、会員皆さまのご支援の賜もので、誠に有難く心から御礼申し上げます。

今後、この榮譽に恥ることのないようさらに精進して参りますので、よろしく願います。

末筆ながら会員の皆さまの御多幸とご健勝を祈念申し上げます、ごあいさつとします。

いま、問われる制度

滋賀県行政書士会会長 盛 武

隆

二、規制の経済的効果の測定

① プロフェッショナルの業務は流動的構造

社会の変革はある種の職業を消滅させながら、一方ではニュービジネスを生みだしていく。

行政手続法の制定や行政改革、規制緩和等によって、行政書士の業務は確実に変革を余儀なくされるとすれば、我々は行政書士制度の方向性には大いなる期待と不安を抱かざるをえない。

行政書士が、業務の展開に希望を見つけようとするとき、小島武司中央大学教授がジュリストNo.842で、「弁護士業務の展開」について語っているが、弁護士を行政書士に置き換えて考えてみると、我々の業務が宇宙を飛行するハレーすい星や流星群のように見えてきて面白いので以下に引用してみる。

「弁護士業務は、一つの流線型の動きを示しており、先端において絶えざる開拓が行われ、末端において業務が消えていく、そういう流動的な構造をもっている。この流動性は、最近の社会状況の中で、ますますその速度を増しているようにみえ、その急激な加速が、われわれに言い知れぬ不安を抱かせている。しかし、この流動性はむしろ、プロフェッションに固有の法則があって、この法則を恐れていたのでは、プロフェッションがプロフェッションとしての面目が発揮することができなくなる」

「むしろ流動性こそが、まさに市民のニーズにこたえる弁護士の可能性を示しているものであると思われる。先端において、新しい地平を臨んで、潜在的なニーズをたえず発掘していき、これによって市民の間に正義を普及させていく。同時に開拓しつくされて、すでに正義のプリンシプルが

確立した領域は、より能力の低いプロフェッショナル、あるいは市民の自家処理にゆだねるという形で、その業務から外していく、そういう流動性を弁護士業務は持つべきだと思う」

「弁護士業務が開拓されていく先端をみるならば、明日のプロフェッションとして楽観論をもつことができ、また、消えていく末端をながめれば、弁護士業務のたそがれを感得せざるをえないわけである。しかし、この両極端の感傷を排して、より高い視点からプロフェッションの使命をもう一度吟味してみる必要があるのではないか」

と述べている。それでは日行連（行政書士会）の使命とは何かということになる。

② データベースによる日行連の指導体制の確立

レストランに入ると、そこにはメニューが用意されている。メニューには価格が記載されている。

日行連というレストランにおいては、今日まで国民というお客が注文する料理の種類が把握できていなかった。すなわち国民のニーズに応えるためのサービスメニューが用意できていなかったのである。

そのような状態で、日行連の運営が行われてきたことに私達はもう少し関心を示さねばならない。

そのメニューとは何か。それが総務庁の発表した11,402件の許認可項目リストである。

1月21日の日行連理事会で、住吉会長はこのリストを関係省庁の好意により入手したことを発表した。私はこの快挙に賛辞を表明するとともに、画期的な業績として感謝の意を強く表明した。

それはなぜか。前述したとおり、このリストは国民のニーズを網羅したものだからである。

換言すれば、日行連や行政書士会にとっては必

要不可欠であった、流星群の全体の大きさの数値的把握とその内容、すなわち、許認可という業務の市場の大きさを示した生きたデータリスト（但し中央省庁分）を入手したからである。

日行連という組織が、国民のニーズに応えることを表明するとき、用意すべきメニューは許認可項目リストの全てである。

その全量を把握してしまっただけで、我々は国民のニーズを知りえなかったとして責任を回避することができなくなったことも認識すべきである。

そして、緊急の課題として、許認可項目リストに対応する行政書士の受託報酬額を明示しなければならない。それは会員たる行政書士個々に対しても、情報の開示という責務を担ったことを意味する。

行政書士が入会登録して事務所の経営を開始するとき、最も必要なものは市場の情報である。

すなわち、データーをベースとしたマーケティングリサーチを行い、必要な資本を投下し、利益の回収を計画するために活用されるからである。

一方、行政書士会においては、中央省庁分に地方分を加えたマーケットの大きさと国民のニーズの大きさが数値的に把握できれば、組織運営のありかたは、当然そのデーターに基づき、必要な業務部を編成し、予算を計上し、市場開拓に努めなければならない。

行政書士会の組織運営と編成が、このリストに対するシフトであることを要求されるからである。

緊急性に応え、日行連が指導力を発揮するという観点からは何が必要であろうか。

それは日行連がこのリストを解析し、戦略目標に沿ったデーター処理ソフトを開発することである。

そのための専門部の設置が、いま、必要である。

③ 規制の仕組み(経済社会構造)の緩和が必要

日行連が入手した一万余におよぶ許認可事項の項目とその件数を示すデーターリストは、表現を替えれば中央省庁の縄張りや縦割り行政の大きさを数値的に示したものとえよう。

そのデーターをもとに、規制緩和の時代にマッチした行政書士の経済活動の方法と範囲、すなわち業務領域を開拓しようとするとき、何が問題となるか想定してみよう。

まず第一に、他の資格・検定制度との分野調整が必要となってくる。

現在、各士業間には、どの制度の専管領域に属するか判断しにくいグレーゾーンがあり、一部に争いが生じているからである。

第二に、硬直化した「経済社会の構造改革」が求められることである。

平岩レポートによる500項目もの規制緩和の答申は、規制によって成り立っていた「政・官・業」が占める「縄張りの領域」を突き崩そうとするものであり、省庁の統合の意見もあるごとく、その構造を改革しようとの提言である。規制緩和による経済的利益が、縄張りの中で留保されることになれば、国民が手にするものは何もないからである。

第三に、規制緩和による利益は、経済的利益として国民にストレートに還元されることである。

規制の仕組みを、規制する省庁サイドの問題、規制により損益を請ける業界、取扱資格者間の分野調整、それらのコストを負担する消費者という具合に把握し、その構造的規制枠の作用するところを見極めることが必要である。

こんにち、GNPの4割がコスト化していると言われる。コストの低減分は確実に国民に還元されるかということ、現状の規制緩和のあり方では必ずしもその効果を期待できない面がある。

第四に、行政書士は、許認可項目を行政手続きの面から把握し、規制緩和の効率化に貢献しなければ、自らも規制緩和の対象とされることである。

行政書士法改正にからむ自動車業界の道路運送車両法改正とは、自動車登録業務に関する新規参入の要求であり、行政書士の業務独占と言う規制に対する、緩和の要求である。

しかし、ユーザーから見れば、道路運送車両法の改正によって、自動車業界もまた業務独占のための規制の強化を求めていると受け取られている。

さらには、資格者と業界が業域争いをしているとの認識は、本来、手続きは誰でも出来る方が良いという主張に変わる。その結果、サービス競争が激しく、価格競争が厳しい分野となれば、規制緩和の利益は、確実に国民の手に落ちるからである。

④ 規制緩和による消費者利益と業界利益の測定

規制緩和による経済的利益が業界利益となるか消費者利益となるか、車庫証明業務で検証しよう。

(1) 添付書類の削減

平成3年7月、道交法と車庫法が改正された。このとき、添付書類を大幅に削減するという規制の緩和が行われた。

(2) 手続きの簡素化

その結果として、市役所、法務局、その他の役所への申請手続きや証明書受領代行が不要となった。

(3) 専門的知識や技能が減少した

添付を必要とする証明書や理由書、未相続の土地の所有者を確定する相続関係の判断業務等の、専門的な法律知識や資格者でなければ請求出来ない事務手続きが減少した。

(4) 情報料や判断費用が不要になった

これによって、行政書士は専門的な情報と技能の領域に関する費用請求をしなくなった。

(5) 交付に要する日数が短縮された

申請手続きの簡素化は、証明書取得日数の短縮にもなり、ユーザーが早く自動車を使用開始できるという経済的効率が向上した。

ユーザーが支払う諸費用は、行政書士に支払う書類作成費用と、自動車セールスマンがユーザーに代わって行う「代行費用」、そして各種の「法定費用」によって構成されている。

平成3年から平成5年までの3年間の新車登録台数の累計は約2200万台である。

省略された添付書類の法定費用やその他の添付書類の諸費用を私流に試算し合計すれば、少なくとも1件約2千円の負担が軽減されたことになり、その総額は約44億円と言う計算になる。それは業界の利益となったのか、それともユーザーに還付されたのか。気になるところである。

今この時代にあって、行政書士制度に対する社会的評価は、何で決まろうとするのか。

日本経済を構築する「政・官・業」の構造と組織の中で、規制緩和による経済的効果のゆくえを監視し、公共の利益を守るために、多様化した行政手続きを通じて、行政書士が主導的立場に立つことであろう。

⑤ 規制緩和と組織の自主規制の強化

(1) 士連合会と会連合会

現在、士業団体において自治権を持っているのは、唯一弁護士制度である。規制緩和の時代に沿って表現すれば、自治権とは、主務官庁の規制からの独立であり、「規制の緩和」であると言える。

では、その自治権の象徴である「懲戒権」と、「報酬基準規定」について考えてみたい。

弁護士連合会は、自らの仲間を、自らの手で懲戒する権利を有する。法は弁護士個人に連合会を構成させて、個人に責任を負わしめている。

弁護士は、同一地域に弁護士会を複数設置でき、いずれかに入会できる。その意味において、弁護士会連合会は存在しない。

「資本主義・自由主義の基盤に立つ我が国の弁護士制度は〔自由弁護士制〕をとり、国営主義や公務員制度はとっていない。国は弁護士を司法制度の一翼を担う機関としての重要性・公共性を認めながら、他方、訴訟を当事者の対立構造による弁証法的・弾劾主義により、真実と正義を発見しようとする。

従って弁護士が独立不羈で何者にも拘束されず、自由と正義のために努力し、合法的に闘争して社会的正義が実現されるとする。しかし反面、経済的にも独立自賄であって、訴訟費用はもとより、弁護士報酬も依頼当事者の負担となる。つまり弁護士の選任も報酬も、依頼者と弁護士の間の協議に委ね、事件の解決について国はいかなる干渉もしない。つまり〔弁護士自治〕の制度が認められている。」とジュリストNo.842「弁護士報酬のあり方」で椎木緑司弁護士が論じている。

(つづく)

—「行政書士しが」より転載—

はやわかり建設業許可

■ 業務研修部長 佐藤 隆 一

1. 関係法令 建設業法

凡 例
 法 : 建設業法
 施行令 : 建設業法施行令
 施行規則 : 建設業法施行規則
 告 示 : 建設業告示

2. 目 的

[法第1条]

① 建設業を営む者の資質の向上と建設工事の請負契約の適正化

② 発注者保護

3. 定 義

[法第2条]

① 建設工事 土木建築に関する工事で、別表で28種類を定めている。

② 建設業 元請、下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業。

③ 建設業者 建設業法により許可(知事、建設大臣)を受けた者。

④ 下請契約 建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と、他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請け負ひ契約。

⑤ 発注者 建設工事の注文者。(他の者から請け負ったものを除く)

⑥ 元請負人 下請契約における注文者(建設業者)

⑦ 下請負人 下請契約における請負人

4. 許 可

[法第3条]

① 北海道(一の都道府県)の区域内のみに営業所(本店、支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの)を設ける場合 知事許可

② 二以上の都道府県に営業所を設ける場合 建設大臣許可

③ 政令で定める、準ずる営業所
 (施行令第1条)

イ 常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。

④ 常時建設工事の請負契約を締結する事務所
 (通達S 47.3.18建設省計建発第46号)

イ 請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該営業所を代表する者であるか否かを問わない。

⑤ 下請代金の額により許可区分が変わる。
 (施行令第2条)

イ 特定建設業 発注者から直接請け負った1件の元請工事につき、下請に出す金額が、建築一式工事の場合3,000万円以上、その他の建設工事の場合2,000万円以上となる場合、その元請業者は特定建設業の許可が必要。

[注] 特定建設業の内、土木、工事業、建築、管、鋼構造物、舗装工事業の5業種は、指定建設業とい

う（第15条2号、施行令第5条の2）

注 H 7. 1. 1より造園、電気工事追加の予定。

ロ 一般建設業 上記以外は、一般建設業の許可が必要。

⑥ 軽微な建設工事は、許可を要しない。

⑦ 軽微な建設工事の範囲(施行令第1条の2)

イ 建築一式工事 1件の請負代金が900万円未満の工事、又は、延べ面積

150㎡未満の木造住宅工事

ロ 上記以外の建設工事 1件の請負契約が300万円未満の工事

⑧ 木造住宅（通達S 47. 3. 18建設省計建発第46号）

イ 「木造」 建築基準法第2条第5項に定める主要構造部が木造であるもの。

ロ 「住宅」 住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

5. 許可の基準

[法第7条第1号]

① 経營業務管理責任者の設置

法人にあっては常勤の役員の内1人が、個人にあっては申請人または支配人が、個人事業主、支配人、常勤の役員として許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経験必要。

常勤（通達S 47. 3. 18建設省計建発第46号）

イ 原則として本社等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者。

ロ 建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の法令で専任を要する者と重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き、「常勤である者」には該当しない。

上記に準ずる地位（S 47. 3. 8告示第351号）

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上の経験必要。

ロ 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人にあっては、役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位を言う）にあって、経營業務を補佐した経験を有する者。

[法第7条第2号]

② 専任の技術者を置くこと。

次のいずれかに該当する者で、専任の者を置くこと。

特定建設業のうち指定建設業

[法第15条第2号]

イ 建設大臣が認定した者。

（S 63. 6. 6 告示第1317号）

1級施行管理技士、1級建築士、技術士の国家資格

ロ 建設大臣が認めた者

（H 1. 30 告示第128号）

特別認定講習の効果評定合格者等

業 務 資 料

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
<p style="text-align: center;">[法第7条第2号]</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に関し専門学科（施行規則第1条参照）を修めて、高卒5年、大学、短大、高専卒3年の実務経験を有する者</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業の工事に関し、10年以上の経験を有する者</p> <p>ハ 建設大臣が認定した者 (S 47.3.8 告示第352号) 免許等の国家資格取得</p>	<p style="text-align: center;">[法第15条第2号]</p> <p>イ 建設大臣が認定した者 (S 63.6.6 告示第1317号) 1級施行管理技士、1級建築士、技術士の国家資格</p> <p>ロ 法第7条第2号イ、ロ、ハに該当し、許可を受けようとする建設業の工事で、発注者から直接請負、その請負代金の額が1件3,000万円以上（施行令5条の3）であるものに関し、2年以上指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 建設大臣が認めた者 (H 1.30 告示第128号) 特別認定講習の効果評定合格者等</p>

[法第7条第3号]

③ 請負契約に関する誠実性。

不正または不誠実な行為をする恐れが明らかでないこと。

(通達S 47.3.18 建設省計建発第46号)

- イ 不正な行為とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいう。
- ロ 不誠実な行為とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について、請負契約に違反する行為をいう。
- ★ 次に該当する場合は、本号の基準に適合しない。

イ 建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から2年を経過しない者。

ロ 許可申請直前の過去3年間に、建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより、2回以上営業の停止等の処分を受け、その最終処分の日から2年を経過しない者。

[第7条第4号]

④ 財産的基礎又は金銭的信用（一般建設業）

[第15条第3号]

財産的基礎（特定建設業）

(通達S 47.3.18 建設省計建発第46号)

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
<p>次の<u>いずれか</u>に該当すること。</p> <p>イ 自己資本の額が300万円以上である者。</p> <p>ロ 300万円以上の額を調達する能力を有すること。</p>	<p>次の<u>すべての</u>要件を満たすこと。</p> <p>イ 欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。</p> <p>ロ 流動比率が75パーセント以上であること。</p>

ハ 許可申請直前の過去3年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者。

本号の基準は、当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準に適合しないこととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。

ハ 資本金の額が1,500万円以上であり、かつ、自己資本の額が3,000万円以上であること。

本号の基準は、当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準に適合しないこととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。

(通達S 47.3.18 建設省計建発第54号)

財産的基礎の基準に適合しているかどうかの判断は、原則として、既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表により、それぞれ行うこと。

イ 自己資本

〔法人〕 資本金、新株式払込金、法定準備金及び剰余金の合計額。

〔個人〕 期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額。

ロ 資本金

〔法人〕 株式会社の払込資本金、有限会社の資本の総額、合資会社及び合名会社等の出資金額。

〔個人〕 期首資本金

ハ 欠損の額

〔法人〕 貸借対照表の当期末処理損失が法定準備金及び任意積立金の合計額を上廻る額。

〔個人〕 事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額を上廻る額。

ニ 流動比率 流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをい

う。

ホ 金銭的信用の基準の取扱いについて

担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から300万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は固定資産税証明書、不動産登記簿の謄本、取引金融機関の預金残高証明書等により行うこと。

〔法第8条関係〕

⑤ 次の場合は、許可を受けられない。

イ 許可申請書中、重要な事項について虚偽の記載、重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者。

ハ 許可を取消され、取消の日から2年を経過しない者。

ニ 営業禁止の期間

ホ 1年以上の懲役若しくは禁固の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものにより罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

6. 許可申請書及び添付資料

以上に述べた各事項を理解した上にとって、行政書士が受託することの多い建設業の知事許可(一般)の注意事項を☆印で述べます。

許可申請書一式

北海道収入証紙貼付用紙

- ☆ 通常申請 8 万円の証紙を貼付（新規）行政書士の職印で割り印する。

第 1 号 建設業許可申請書

- ☆ 下部欄外に記載した行政書士の記名押印を必ずする。
許可理由書
- ☆ 様式はないので、許可申請に至った経緯を簡潔に記載する。

別 表 役員等の記載

- ☆ 取締役のみ、常勤・非常勤を明記記載する。（監査役は記載しない。）
- ☆ 営業しようとする建設業欄は、許可を受けようとする建設業を略語で記入する。
- ☆ 略語は、様式第 1 号の項番 [0 4] を参照のこと。

第 2 号 工事経歴書

- ☆ 許可を受けようとする工事ごと別葉にする。（直前決算期）
- ☆ 受託工事が多い場合は、1 枚（12 行あり）は記載し、残りは省略してもよい。
- ☆ 工事高は、消費税額を除いた額（経営事項審査申請する前提で記載する。）

第 3 号 3 年間の工事施工金額

- ☆ 許可を受けようとする工事ごと、各年度の完成工事高を記載する。

第 4 号 使用人数

- ☆ 代表者及び短期間雇用者（季節雇用）を除く。
- ☆ 兼業の場合、完成工事高（売上高）の割合で、使用人数から差引く。

第 6 号 誓約書

第 7 号 経営業務の管理責任者証明書

- ☆ 証明の書類は、特に指定されていないので、許可を申請する事業主が揃えることが

出来る範囲の中で、以下を参考に創意工夫をすることになる。

- ☆ 法人の場合は取締役、個人事業の場合は事業主についての証明。
- イ 取締役の証明は、商業登記簿謄本による。5 年、あるいは 7 年以上（許可の基準参照）の期間の証明が必要ですので株式会社の場合は、閉鎖された役員欄の商業登記簿抄本による。尚これは過去を証明するものですので、発行日が古くても謄本がその会社に記録として残されておればコピーでよい。
- ロ 現状を証明する書類は、原則として発行から 1 カ月以内となっている。
- ハ 個人事業の場合は、納税中告書控え等で立証できる。
- ☆ 常勤の証明
 - イ 健康保険証のコピーが最善。
 - ロ 会社名の記載があれば、建設業国民健康保険組合の保険証でもよい。
 - ハ 賃金台帳、源泉徴収票、納税申告書控等による。
 - ニ 住民票は、通勤可能範囲の判断材料として、添付を義務付けられている。
- ☆ 経験の証明
 - イ 5 年、あるいは 7 年の経験の証明は、請負契約書、注文書等の写を、1 年間分 5 件程度揃えること。
- 第 8 号 専任技術者証明書
 - ☆ 技術者の証明
 - イ 許可の基準参照に、合格証明書等の写（原本持参）
 - ☆ 常勤の証明
 - イ 経営業務の管理責任者証明書の常勤の証明と同じ。
- 第 9 号 実務経験証明書
 - ☆ 合格証明書等資格がない場合、請負契約書等の契約期間通算で 120 カ月の実務経験

業 務 資 料

でよいことになっているが、冬期間工事の少ない北海道においては、実務経験で証明することは極めて少ない。

☆ 第8号専任技術者証明書があれば不要。

第10号 指導監督の実務経験証明書

☆ 一般建設業許可では不要。

第10の2 技術者の略歴書

☆ 役員と兼ねる場合は、許可申請者の略歴書添付で省略する。

第11号 令3条に規定する使用人の一覧表

☆ 許可申請が主たる営業所のみ場合は、省略出来る。

第11号の2 主任技術者一覧表

☆ 専任技術者以外に資格をもった技術者がいない場合不要。

第12号 許可申請者の略歴書

☆ 常勤非常勤を問わず、全取締役について必要。個人の場合は申請者本人。

☆ 身分証明書添付が義務付けられている。
(市町村役場発行1カ月以内)

第13号 令3条に規定する使用人の略歴書

第14号 株主調書

☆ 法人のみ、発行総数の5パーセント以上の株主を記載することになっているが、通常は全株主を記載している。

定 款

☆ 原始定款にこだわらず、最新のもの。

☆ 「目的」に許可を受けようとする建設業が入っていること。

商業登記簿謄本

☆ 商号、本店所在地、発行済株式の総数(資本金)、目的、役員についてチェックする。

☆ 法務局発行1カ月以内。

第15～16号 財務諸表

建設業法に定める建設業者である株式会社は、商法に掲げる、貸借対照表及び

損益計算書の記載方法については、「計算書類規則」を適用せず、建設業法施行規則の定めるところによる。(計算書類規則の特例)

☆ 施行規則第4条で別記様式として定めている。

☆ 施行規則第10条で次の通り提出する。

イ 株式会社以外の法人は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分

ロ 株式会社は、貸借対照表、損益計算書、利益処分及び営業報告書

ハ 個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書

☆ 企業が税務申告等に提出している決算書等は、「計算書類規則」に基づき税務会計処理をされている場合が多いので、「勘定科目名」等建設業法施行規則の定めるところにより、作成し直すことになるので注意を要する。

☆ 建設業会計は、建設業経理事務士(1～4級)の資格に挑戦するのも学習の方法である。

☆ 納税証明書(事業税各支庁発行1カ月以内)を義務付けられている。

第20号 営業の沿革

第21号 所属建設業者団体

第22号 主要取引金融機関名

営業所の位置図

封筒

許可申請書入力票

専任技術者一覧入力票

主任技術者一覧入力票

☆ 入力票はすべて鉛筆書きである。

7. 提出先、提出部数、他

① 提出先と部数

知事許可(北海道の場合) 許可を受ける本店所在地の支庁

石狩支庁 正本1通 副本1通 計2通

その他の支庁 正本1通 副本2通 計3通

大臣許可（北海道本店の場合） 道庁土木部
管理課 他県の数により部数変わる。

② 参考図書

建設業許可申請の手引

監修 北海道土木部管理課

発行 社団法人北海道土木協会

決算報告書作成の手引

監修 北海道土木部管理課

発行 社団法人北海道土木協会

建設業法令通達集

監修 建設省建設経済局建設業課

発行 大成出版社

③ 報酬額 報酬額表を参照して下さい。

【著者自己紹介（手引書作成に当たって）】

建設業の許可関係について、「手引書」を書く程熟知している訳ではありませんが、本会業務研修部長という立場から、作成を引受けることになりました。

昭和53年に行政書士会に入会、社会保険労務士と兼業で頑張っておりますが、分からないことばかりの毎日です。

昭和62年4月に、建設業経理事務士1級を取得しましたが、建設業決算書の作成には今なお苦勞をしております。

今回この手引書の作成に当たって考えたことは、行政書士というプロが作成するのだから、安易に手引書に頼らず、手引書を出発点にして、その根拠となっている、政令、省令、告示、通達をきちんと理解することが必要ではないかと思い、自らの学習も兼ねて、出来るだけ整理して見ました。

7～8頁に纏めるようにとのことでしたが、超えてしまいました。

又、建設業決算は、別に手引書が必要でしょう。結局、不十分な手引書になってしまいました。多少でも皆様方のお役にたてれば幸いです。

以上

なお、平成7年1月1日付で建設業法の改正に伴い施行規則の改正が予定されておりますことを申し添えます。

道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令について

道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成六年十月二十八日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第三百四十号

道路運送車両法施行令等の一部を改正する
政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二百条第一項及び第二百五条第一項

並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第六十三条第一項」の下に「、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十三条の三、第六十三条の四第一項」を加える。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十

六年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

表第五号を次のように改める。

五. 回送 運行許 可証の 交付を 申請す る者	一枚につき次に掲げる金額 一 有効期間が一月以内の許可証 千八百五十円 二 有効期間が一月を超え二月以内の許可証 三千七百円 三 有効期間が二月を超え三月以内の許可証 五千五百円 四 有効期間が三月を超え四月以内の許可証 七千四百円 五 有効期間が四月を超え五月以内の許可証 九千二百円 六 有効期間が五月を超え六月以内の許可証 一万千円
---	---

(運輸省組織令の一部改正)

第三条 運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七

十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車についての改善措置に関する勧告その他の道路運送車両法第六十三条の二及び第六十三条の三に規定する改善措置に関すること。

附 則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成六年法律第八十六号)の一部の施行の日(平成七年一月一日)から施行する。

運輸大臣 亀井 静香
内閣総理大臣 村山 富市

本会役員・OB会の集いに参加して

〈留萌支部 橋本 雄一〉

去る平成6年10月8日(土)第5回カサイ会が札幌市中央区の三川屋会館で開催されました。

当日は天候にも恵まれ、各地より元役員等OBの方々が多数参会され、お互いの近況を語り合い、健康を祝福するとともに、故石川常次郎氏の思い出を語り、先輩各位の労苦を偲ぶ一時でした。

[参加者]

葛西 義雄	豊田 春男
渡辺 明	佐々木 兄一
橋本 雄一	野田 幸彦
石川 卯佐吉	細木 貞次
高橋 武次	

表紙のこぼ

~~~~~網走海岸の流水~~~~~

「流水」それは、オホーツク網走の春冬の季を伝える、白い旅人。

母なる川アムールの河口から生まれた水は、成長しながら数千キロの道のりを経て、オホーツク網走海岸にたどり着くという。

1月下旬から3月中旬頃までオホーツク網走海岸は流水に詰めつくされ白い大陸と化し、幻想的、雄大、沈黙の世界が出現、本格的な冬が到来する。

流水を人びとは、美しいと言い  
すばらしいと言い  
楽しいと言い  
きびしいと言い  
恐ろしいと言い  
悲しいと言い  
鳴いていると言い  
生きていると言う

4月上旬流水は、オホーツク網走での旅の思い出をもって、風に吹かれ、静かに漂いながら去ってゆく。

白い旅人が去った後には、マリブルーのオホーツク海が、どこまでも広がり、水平線に蜃気楼が立ち上がり、オホーツク網走の春がやってくる。

## ＝ 本会の主要行事 ＝

| 月 日     | 行 事 名                    | 時 間         | 開 催 場 所    |
|---------|--------------------------|-------------|------------|
| 6.10.28 | 会則等検討委員会                 | 13:30～17:00 | 本会会議室      |
| 6.11.2  | 会報（第205号）編集会議            | 14:00～16:30 | 同上         |
| 6.11.7  | 日向寺会長と坂田北海道土木部管理課長との新春対談 | 16:00～17:00 | フジヤサントスホテル |
| 6.11.14 | 行政書士登録調査委員会              | 13:30～16:00 | 本会会議室      |
| 6.11.16 | 第2回報酬額検討委員会              | 10:00～17:40 | 札幌ガーデンパレス  |
| 6.11.17 | 経理部と各部長との合同会議            | 13:30～17:00 | 本会会議室      |
| 6.11.22 | 会報（第205号）校正会議            | 14:00～16:00 | 同上         |
| 6.12.6  | 第2回監察部会及び車庫証明対策委員との合同会議  | 10:00～12:30 | 雪印健保会館     |
| 6.12.6  | 全道監察担当者協議会               | 13:00～17:00 | 同上         |
| 6.12.8  | 行政書士登録調査委員会              | 13:30～16:30 | 本会会議室      |
| 6.12.9  | 会報（第206号）編集会議            | 14:00～16:30 | 同上         |

## ＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

| 支 部 | 開 催 日         | 場 所                             | 研 修 科 目                                 | 講 師                                                                  | 受 講 者 数     | 研 修 種 別 |
|-----|---------------|---------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 札幌  | 6.11.5        | 札幌市民会館                          | ・公証人役場関連業務について<br>・相続の手続きについて           | 公 証 人<br>札幌支部<br>理 事<br>藤原 昇治<br>鎌田 廣志                               | (582)<br>92 | 一般      |
| 小樽  | 6.10.21       | ロアール会議室                         | ・行政手続法の施行にあたって                          | 本 副 会 長<br>米倉 博                                                      | (61)<br>12  | 一般      |
| 空知  | 6.11.6        | 奈井江町<br>農業構造改善センター              | ・有限会社増資手続きの実務について                       | 札幌支部<br>板垣 俊夫                                                        | (111)<br>23 | 一般      |
| 留萌  | 6.10.8        | ミニオン                            | ・最低資本金制度について                            | 留萌支部<br>支 部 長<br>捻金 昭二                                               | (19)<br>12  | 一般      |
| 宗谷  | 6.11.7        | ホテル奥田屋 会議室                      | ・改正雇用保険法の要点について<br>・高年令者の雇用促進と助成金制度について | 稚内公共職業安定所<br>雇用指導官<br>梅津 晴夫                                          | (13)<br>7   | 一般      |
| 北見  | 6.9.28        | 北見ロイヤルホテル                       | ・改正建設業法について<br>・改正経営事項審査申請について          | 網走支庁経済部建設指導課<br>土木係<br>長 事 務 員<br>主 事 務 員<br>浜中 孝一<br>元地由香里<br>鈴木 伸一 | (65)<br>29  | 一般      |
|     | 6.10.25       | 網走セントラルホテル                      | ・農地法第3条許可申請について<br>・農地法第4条5条許可申請について    | 網走支庁農業振興部農務課<br>農地係<br>係 長 師<br>鈴木 久雄<br>森 太郎                        | (103)<br>20 | 〃       |
|     | 6.10.29<br>30 | 幕別温泉ホテル緑館<br>(道東4支部合同業務<br>研修会) | ・行政手続法の施行にあたって<br>・相続について               | 行政手続法研究委員<br>会 長<br>板垣 俊夫<br>日向寺正幸                                   | (103)<br>7  | 〃       |
| 室蘭  | 6.11.19       | 室蘭中小企業センター                      | ・小型船舶検査関係業務について                         | 室蘭支部<br>江良二三夫                                                        | (46)<br>14  | 一般      |
| 根室  | 6.10.29<br>30 | 幕別温泉ホテル緑館<br>(道東4支部合同業務<br>研修会) | ・行政手続法の施行にあたって<br>・相続について               | 行政手続法研究委員<br>本会会長<br>板垣 俊夫<br>日向寺正幸                                  | (8)<br>4    | 一般      |

## お知らせ

### 「年計報告」提出のお願い

平成6年の取扱い業務にかかる「年計報告」の用紙を同封いたしましたので、3月31日までに提出してください。

ただし、平成6年中に入会した会員は提出する必要がありません。

「年計報告」は法改正等に際して、行政書士の職域確保のための重要な資料となります。

行政書士が扱っている業務量を把握するのは、皆さんが提出する「年計報告」によることよりほかできません。

本会会則第85条の規定では、「会員は、毎年1月から12月までの間に処理した事件につき、翌年3月末日までに、規程で定める様式により年計報告を提出しなければならない。」となっています。

### 事務局の年末・年始休みの お知らせ

★年 末 12月29日（木）から休業

★年 始 1月4日（水）から始業  
よろしくお願ひ申し上げます。

### 〈投稿募集〉

#### ●伝 言 板

皆様の中で趣味のサークル、同好会、各種研究会などで同好の士を募集している方。

#### ●ひとこと

本会及び本誌に対するご意見、ご批判、希望される企画などなんでも（200字以内）。

#### ●譲ります・譲ってください

書籍、事務用品などの交換や売買情報（なお、交渉に関して編集部は関与しませんので、ご当人同士の責任でお願い致します）。

※以上のご投稿などは、会の名称、内容、会員番号、住所、氏名、連絡先（TEL、FAX）などを記入の上、本会編集部宛にはがき又はFAXでお申し込み下さい。なお、内容によっては掲載できない場合もありますがご了承下さい。

### ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

| 支部名 | 会員番号  | 氏 名 | 死亡年月日   |
|-----|-------|-----|---------|
| 十 勝 | 3,300 | 湊 昇 | 6.11.21 |

### 編集後記



◇夢？もってるよそれぐらい。ん？いいじゃないかそんなこと。だって、言ってしまうと手のひらの上のアワ雪のように消えてしまいそうだから。君だってもっているだろう？ え？いいよ言わなくても。……なに？……フフ ……ばか……。

◇さあ～テ、今年も頑張るぞー！って思うのはいつもこの時季だけ。一年の計は元且にあり。よし！今年こそ彼女を見つけるぞー。なさけない。どこにいるんだ愛のキューピット？。ついでにどこにあるんだ赤い糸？。

◇変革の年、変革の年と言われ続けながらあっと言う間に過ぎた一年だった気がするけど、なあ～んにも変わらなかったような……。いや、まてよ。よお～く見ると、雪の下にあちらこちら芽が出て……しーっ！だめだめ、そおっと肥料をやらないと、すぐ枯れちゃうから。

◇さて、今年の行政書士会はどうなるんでしょう。波瀾万丈の一年になるような予感がします。われわれ一人ひとりの自覚と創意工夫でみんな頑張っ、て、仲良く乗り切りましょう。それではみなさん、お手を拝借！ シャン、シャン、シャン。結構、結構。

—さすらいの吟遊詩人—

## 年頭のごあいさつ

日政連北海道支部長 日向寺 正 幸

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年中は、本政治連盟に対しまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、政局は、自社さ連立という組合せとなり、大変難かしい時代になってきたように思われます。こうした中、政治改革関連四法が成立し、衆議院議員の選挙制度が従来の中選挙区制が、小選挙区比例代表並立制に変わりました。

われわれ行政書士政治連盟にとって、政治との関わりは、行政書士制度の限りなき前進のためであり、行政書士法の改正にあたっても議員立法ということで、大方の議員の賛成が必要であります。従って、政連としては、活動の前提として、どうしても、組織の充実強化、財政の確立を図ることが必要となるわけです。

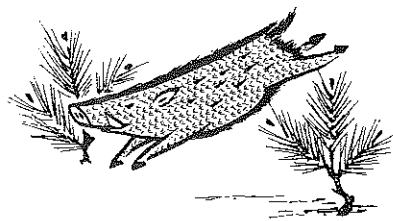
現在、法改正のため、自動車関係団体と話し合いを37回にわたって続けてきておりますが、

私は政連の法改正プロジェクトの委員として、36回目から話し合いの場に参加しております。

法改正は、あくまでも行政書士のためのものであり、行政書士に不利になるようなことは絶対に容認できないという根本理念で臨んでおります。この件については、いずれにしても大詰りにきていることは間違いありません。

会員の皆様には、これからも組織活動や選挙活動等で、いろいろご苦勞をお願い申し上げます。何卒よろしく御願ひ申し上げます。

年頭にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げ、ごあいさつといたします。



'95. 1. 第 206 号 平成 7 年 1 月 1 日 発行

発行人 日向寺 正 幸  
編集人 早坂 剋 弘  
編集委員 河上 剋 隆  
編集委員 成田 義 晃  
編集委員 芳賀 啓 寿  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 (有) 酒井印刷所

札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 (西向) タキモビル 2 階  
TEL 代表 (011) 221-1221・FAX (011) 281-4138  
郵便番号 060  
北海道拓殖銀行札幌南支店 (普 570344)  
取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)  
北洋銀行本店 (普 0742651)  
札幌銀行本店 (普 389444)  
振替口座 02730-0-8224 番